

法務省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成15年度法務省事後評価実施結果報告書」(平成16年7月30日付け法務省秘企第660号による送付分)における計24件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価(1件)及び総合評価方式を用いた評価(中間報告)1件を除いた22件の政策評価(実績評価方式を用いた評価22件)(注)

イ 「平成16年度法務省事前評価実施結果報告書」(平成16年8月30日付け法務省秘企第739号による送付分)における計11件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価(5件)を除いた6件の事業評価方式を用いた政策評価

(注) 研究開発を対象とした評価については、別途整理する予定である。また、総合評価方式を用いた評価として、評価時期が到来していないものについての中間的な報告1件があるが、評価結果がまとめられたものではないため、審査の対象としていない。

2 実績評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

(注) 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の

達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

(2) 審査の結果

実績評価方式を用いた評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、その達成度合いについて評価を行うことが基本となっている。

法務省では、同省の政策評価に関する基本計画において、国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護に関する諸施策、法秩序の維持（刑事・治安の面から）に関する諸施策、出入国の公正な管理に関する諸施策、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理に関する諸施策について、実績評価方式を用いて事後評価を行うこととしている。また、実施計画では、当該施策の実施予定に対する進ちょく状況及び目的等の実現状況並びに政策効果等につき、適正に発現しているか等を追跡調査し、その後も当該施策等を継続して実施すべきか否か、改善・見直しが必要か等について検討することとしている。

なお、法務省の実績評価においては、評価の対象となる政策の下に基本目標が設定されており、必要に応じて、基本目標の下に達成目標が設定されているほか、目標の達成度合いを推し量る上で参考となる参考指標を平成15年度評価から設定している。

これら 22 政策の実績評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 - 「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

政策 番号	政 策	目標の設定状況			目標の達成度合い の判定方法（判定 基準の定量化等）
		目標値等 の設定の 有 無	目標期間の 設定の有無		
			基準 年次	達成 年次	
2 - (1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護					
	登記事務のコンピュータ化				
	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入				
	外国法事務弁護士の在り方		年度ごと		
	債権管理回収業の監督		年度ごと		(注4)
	民事法律扶助事業の推進		年度ごと		(注4)
2 - (2) 法秩序の維持（刑事・治安の面から）					
	被害者等通知制度の適切な運用		年度ごと		
	検察広報の積極的推進		年度ごと		
	捜査における通訳の適正の確保		年度ごと		
	矯正職員に対する研修の充実強化		年度ごと		
	矯正施設における職業教育の充実強化		年度ごと		(注4)
	矯正施設における教育活動の推進				
	更生保護活動の推進		年度ごと		
	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施		年度ごと		
2 - (3) 出入国の公正な管理					
	外国人の円滑な受入れ				
	好ましくない外国人の排除				
2 - (4) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理					
	国の利害に関係のある争訟の処理				
2 - (5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等					
	広報活動の推進		年度ごと		(注4)
	行政手続のオンライン化の推進				
	女性職員の採用・登用拡大の推進				
	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力		年度ごと		
	国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進		年度ごと		
	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進		年度ごと		
合 計（22件）		= 14 = 4	= 8	= 8	= 12

<p>総括記述</p>	<p>目標値等の設定状況についてみると、22 政策中、14 政策については、目標に関し達成すべき水準が数値化等により具体的に特定されている（前回の評価では 19 政策中、5 政策）。しかし、8 政策については、達成しようとする水準が具体的に特定されていないことから、目標の達成度合いが定量的に把握できるようになっていない（ただし、このうち、4 政策については、今回の評価から「前年度増」、「前年度減」などの達成すべき目標の方向が示されており、目標を達成したかどうかの判断はできるようになっている）。これらの政策については、政策に係る業務の実施状況から基本目標や達成目標の達成状況を総合的に判断しようとしている場合が多い。この点に関し、法務省では、同省の主たる任務は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護等であり、同省の政策の特性上、達成すべき水準を適切な指標を用い、かつ、数値で表すなど具体的に特定することが困難な政策が少なくないことから、可能な限り目標の達成状況に関連した測定可能な指標や可能な限り客観的な情報、データ又は事実に基づいた把握、第三者の活用等によるできる限り論理的な検証により、政策効果の把握の客観性の確保に努めているとしている。</p> <p>以上のとおり、目標に関し達成すべき水準については、前回の評価に比べその明確化が大幅に改善されていることから、引き続き、政策の特性を勘案しつつ、目標に関し達成しようとする水準や内容をできる限り具体的かつ明確にするよう工夫していくことが期待される。</p> <p>また、目標期間の設定状況についてみると、今回の評価から評価書中に「基準年次」と「評価総括年次」（達成年次）が明確に記載されている。このうち、毎年度一定の水準で目標を達成すべき性質の政策であることから基本的に「年度ごと」に評価を行うこととしている 14 政策については、具体的に「平成 15 年度」と記載するなど、目標期間が明らかとなっている。</p> <p>実績評価方式は、目標期間が終了した時点で最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価することが基本であり、法務省の評価書においても、基本目標について評価総括年次（達成年次）が記載されている。しかし、今回の評価をみると、評価総括年次（達成年次）が到来したものの中には、達成目標を測定するための指標についての測定結果と分析結果の記述があるだけで、基本目標が達成されたのかどうか分からないものや、指標の測定結果等が評価書に記述されていないものもみられたことから、今後、これらについて適切な評価の実施が望まれる。</p> <p>また、政策評価は、政策効果の把握を基礎として行うものであるが、22 政策については、行政活動に着目した目標が少なくないほか、目標の達成状況を具体的に測定していくための指標についてみると、参考指標を含む 85 指標のうち、約 9 割はアウトプットに着目した指標となっており（別添 1 - の「達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況 総括表」参照）、昨年度とほぼ同じ状況となっている。</p> <p>このようなことから、達成すべき目標に対する実績を測定し、政策効果の発現状況を把握するためには、できる限りアウトカムに着目した指標を設定していくことが望まれる。</p>
-------------	--

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化等されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「△」を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「-」を記入している。
- 3 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的に明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されていない場合には「-」を記入している。
- 4 「目標値等の設定の有無」欄において「○」を記入したものについては、達成すべき水準が数値化等により具体的に特定されていないことから目標の達成度合いについての判定はできないが、法務省においては、目標期間が年度ごととされかつ前年度よりも数値を向上させる等の達成すべき目標の方向が示されていることから、目標を達成したかどうかの判定はできるものとなっている。

3 事前の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 - 4 - ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。

費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である(基本方針 - 4 - ウ)。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的(定量的)に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。

また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

法務省では、評価法上事前評価の実施が義務付けられている政策以外に、基本計画において、法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備等について、事業評価方式を基本とした事前評価を行うこととしている。

今回、審査の対象とした6件の政策評価は、いずれも、施設整備事業に係るものであり、事前評価の実施の義務付け対象外のものである。施設整備事業については、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」(平成13年7月)に基づき、事業の緊急性・優先性、計画の妥当性、費用対効果分析の三点から評価を実施している。

6件の事業評価の審査の結果は、以下のとおりである(詳細は、別添1 - 「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)」参照)。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
1	周南法務総合庁舎整備等事業	施設整備（事業費要求）					
2	高知法務総合庁舎新営工事	施設整備（調査費要求）					
3	大分第2法務総合庁舎新営工事	施設整備（調査費要求）					
4	宮城刑務所新営工事	施設整備（事業費要求）					
5	美祢社会復帰促進センター整備事業	P F Iによる施設整備（事業費要求）					
6	福岡刑務所新営工事	施設整備（調査費要求）					
合計（6件）			= 6			= 6	= 3

総括記述

法務省は、施設整備事業の実施に当たり、調査費及び事業費の要求段階の2段階において事前評価を行うこととしている。施設整備事業についての評価は、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」（平成13年7月。以下「事業評価システム」という。）に基づいて行われており、事前評価の評価項目のうち、事業の緊急性・優先性及び計画の妥当性については、調査費及び事業費の要求段階で、また、費用対効果分析については、事業費の要求段階で、それぞれ実施することとしている。

事業の緊急性・優先性及び計画の妥当性については、事業評価システムにおいて、それぞれ「評価指標」を設けており、整備しようとする施設の老朽、狭あい、収容能力等のあらかじめ設定した項目についての判断基準に従って算出した評点の合計点が一定水準以上であるかどうかによる検証が行われている。法務省では、6事業について、それぞれの検証項目の評点の合計点は基準レベルの点数を超えたとしている。

事業の有効性の検証に関して、法務省では、施設の整備方針に施設規模や施設に付加される機能等を具体的に示していることから、得ようとする効果は特定されており、また、庁舎や収容施設という施設の性格上、当該施設の利用が確実に見込まれることから、施設の完成によって得ようとする効果が得られるとしている。

費用対効果分析については、事業費要求段階に該当する3件について行われており、法務省は費用を上回る効果が得られることが検証できたとしている。しかし、評価書の記載内容のみではその基となったデータ等関係情報が十分明らかにされておらず、その理由が必ずしも十分説明されているとは言い難いものとなっている。このことについて、法務省は、国民から問い合わせがあった場合は、その内容について資料の提供も含め説明を行うこととしている。

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（「推論」欄には「 ）を記入している（複数もあり得る。）
「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。

<その他(例示)>

「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。

「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。

「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。

なお、施設整備のうち、施設に付加される機能が具体的に示されており、かつ当該施設の利用が確実に見込まれることにより、施設の完成によって得ようとする効果が得られることとなるものについては、当該欄に斜線を記入している。

3 「効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「 」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「 」を記入している。

4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策(施策や事業)の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「 」を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。

なお、費用対効果分析を実施する段階にないものについては、当該欄に斜線を記入している。

(全体注)各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1 - 1】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説明）

本表は、公表された「平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策ごとに番号を付し、記入した。
「政策名」欄	評価書の「施策等の名称」欄に記載されている事項を記入した。
「達成すべき目標」欄	評価書の「基本目標」欄及び「達成目標」欄に記載されている事項を記入した。（達成目標が設定されていない場合は - を記入した。）
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」 ₁ 、「P」の別を記入した。 なお、「C」 ₁ （=outCome）はアウトカム、「P」 ₁ （=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	評価書の「指標」欄に記載されている事項を記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」 ₁ 、「CM」 ₁ 、「CI」 ₁ のいずれか該当するものを記入した。 なお、「CM」 ₁ （=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」 ₁ （=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」 ₁ （=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	基本目標又は達成目標が達成されたとする状態を示す数値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。（年度ごとに目標の達成度合いを把握しているものについては「年度ごと」と記入した。）
「測定結果等」欄	評価書の「評価の内容」欄等の記述に基づき、測定結果、施策の実施状況等を記入した。
「評価の結果」欄	評価書の「評価の内容」欄等の記述に基づき、評価の結果及び評価の結果に基づく今後の課題等を記入した。
「政策手段」欄	基本目標又は達成目標を実現するために具体的に講じる手段を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況<総括表>

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

法務省が設定した指標の特徴をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標は少なく、全体に占めるアウトプット指標の割合が高くなっている。

【表 法務省における指標の設定状況とその性質】

指標名等	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数		目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数				
		アウトカム	アウトプット	アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット		
指 標	72	35	4	31	37	3	0	34
参考指標	13	2	0	2	11	3	0	8
合 計 (構成比)	85 (100%)	37 (43.5%)	4 (4.7%)	33 (38.8%)	48 (56.5%)	6 (7.1%)	0 (-)	42 (49.4%)

(注) 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

政策評価審査表(実績評価関係)

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2 - (1) -	登記事務のコンピュータ化	<p>(基本目標) 登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が登記所に出向くことなく登記情報にアクセスすることができ、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。</p> <p>(達成目標) 平成16年度末までに、需要の多い都市部を中心として全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了する。</p>	P	(不動産登記) 全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数	P	全国の主要な登記所における不動産登記情報の電子化完了	平成13年度	平成16年度	不動産登記情報電子化移行完了率：70.2% (平成15年度末現在)	平成15年度における電子化の実績を維持すれば、不動産登記については、16年度末までに需要の多い都市部を中心とする全国の主要な登記所について登記情報の電子化を完了する見込みであり、商業・法人登記については、15年度末までに主要な登記所の登記情報の電子化を完了しており、いずれも目標を達成している。	登記情報の電子化
							平成13年度	平成15年度			
2 - (1) -	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入	<p>(基本目標) 商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入を次の「達成目標」により進めることにより、電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。</p> <p>(達成目標) 本制度を利用可能な法人の割合を平成16年度早期に100%とする。</p>	P	制度を利用することが可能な法人の割合	C M	<p>13年度：約50%以上</p> <p>14年度：約85%以上</p> <p>15年度：約95%以上</p> <p>16年度早期：100%</p>	平成13年度	平成16年度	本制度利用可能な法人割合：98% (平成15年度末現在)	平成15年度における目標を達成している。16年度以降においても引き続き電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、計画的な導入を図る。	電子認証制度の導入

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段																			
							基準年次	達成年次																						
2 - (1) -	外国法事務弁護士の在り方	(基本目標) 国民等が享受する外国法事務サービスの向上 (達成目標) 外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。	C	外国法事務弁護士の増加	CM	対前年度増	平成15年度		外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況	平成15年度の外国法事務弁護士の現登録者数は前年度の189人から12.6パーセント増加して213人となった。外国法事務サービスの供給量が増加し国内外のニーズに応えるものとなったと評価される。また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示し、登録後も2年次報告書等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという目標を達成する結果となった。 今後も社会、経済活動の国際化に伴い、国民等が享受する外国法事務サービスを提供することのできる司法的なインフラとして、外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれることから、外国法事務弁護士制度の整備、拡充を図っていく必要がある。	事前相談事務等 承認事務等 承認審査事務 処理の迅速性の維持 関連法令の改正作業																			
												<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認申請受理数</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>承認者数(新規)</td> <td>51</td> <td>35</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>登録者数(新規)</td> <td>52</td> <td>27</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>総承認者数</td> <td>377</td> <td>412</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>総登録者数</td> <td>370</td> <td>397</td> <td>441</td> </tr> <tr> <td>現登録者数</td> <td>186</td> <td>189</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H13年度	H14年度	H15年度	承認申請受理数	41	40	43	承認者数(新規)	51	35	42	登録者数(新規)	52	27	44	総承認者数	377
区分	H13年度	H14年度	H15年度																											
承認申請受理数	41	40	43																											
承認者数(新規)	51	35	42																											
登録者数(新規)	52	27	44																											
総承認者数	377	412	454																											
総登録者数	370	397	441																											
現登録者数	186	189	213																											
				承認取消者の数	CM	承認取消者数ゼロの維持	平成15年度		外国法事務弁護士の承認取消者数に関する状況																					
									<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認取消者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総承認取消者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H13年度	H14年度	H15年度	承認取消者数	0	0	0	総承認取消者数	0	0	0									
区分	H13年度	H14年度	H15年度																											
承認取消者数	0	0	0																											
総承認取消者数	0	0	0																											

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等				評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次						
2 - (1) -	債権管理回収業の 監督	(基本目標) 債権管理回収業における債 権管理回収行為等の適正の確 保 (達成目標) 債権回収会社の違法・不当 な業務による国民被害を未然 に防止するとともに、暴力団 等反社会的勢力の参入を排除 する。	C	苦情申立ての 状況(苦情 率)	P	対前年減	平成15年度		区 分	H13 年度	H14 年度	H15 年度	「苦情率」をみると 前年度と比較して増加 しているが、行為規制 に関する実質的な苦情 率をみると前年度と比 較して減少している。 「立入検査の実施率」 及び「ヒアリング実施 件数」をみると、いず れも大幅に増加してい るほか、ヒアリング結 果等についても特に問 題になる事項は認めら れない。業務改善命令 に係る行政処分が1件 実施されたが、会社の 運営体制に関するもの で、反社会的勢力の参 入や過酷な債権取立 てに関するものではな い。したがって、総合 的に判断して、いずれ の指標についても目標 値を達成し得たと評価 できる。 債権管理回収業の許 可申請件数は、87件で 前年度と比較して11件 増加するなかで、営業 許可の審査及び許可後 の上記監督を通じ、今 後も債権管理回収行為 の適正を確保する。	債権管理回収 業の営業許可に 係る審査 債権回収会社 に対する行政処 分 債権回収会社 に対する立入検 査 債権回収会社 の回収状況調査
							苦情の申立て件数(件)	39		40	48			
							(内訳) 行為規制に関するもの (件)	34		39	42			
							行為規制以外に 関するもの(件)	2		0	2			
							その他(件)	3		1	4			
							苦情率(%)	60		52.6	56.5			
				債権回収会社 に対する立入 検査の実施状 況(実施率)	P	対前年増	平成15年度		区 分	H13 年度	H14 年度	H15 年度		
							実施会社数	16		23	31			
							営業会社数	65		76	85			
							実施率(%)	24.6		30.3	36.5			
				債権回収会社 に対する立入 検査で指摘し た事項の改善 状況	P	-	平成15年度							
				参考指標 1 回収先(債務 者)ヒアリン グによる回収 状況把握	P	-	平成15年度		区 分	H13 年度	H14 年度	H15 年度		
							ヒアリング実施件数 (累計)(件)	81		105	178			
				参考指標 2 債権管理回収 業の営業許可 審査件数	P	-	平成15年度		区 分	H13 年度	H14 年度	H15 年度		
							営業許可審査件数 (件)	20		11	11			
							審査件数(累計) (件)	65		76	87			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等				評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次						
				参考指標3 債権回収会社 に対する行政 処分の件数	P	-	平成15年度		区分	H13 年度	H14 年度	H15 年度		
									行政処分の件数(件)	0	0	1		
2 - (1) -	民事法律扶助事業 の推進	(基本目標) 資力に乏しい者の「裁判を 受ける権利」が実質的に保障 される。 (達成目標1) 増大する需要に対処するた め、事業の効率化を図りつ つ、民事法律扶助事業(法律 相談援助、代理援助及び書類 作成援助)の実施件数を増加 させる。	C	法律相談援助 の実施件数	P	対前年度 増	平成15年度		区分	H13 年度	H14 年度	H15 年度	平成15年度の代理援 助、書類作成援助及び 法律相談援助の各件数 は、いずれも14年度と 比べて大幅に伸びてお り、他方で事業の効率 的執行のための工夫も なされている。また、 15年度に終結した代理 援助事件の結果につい ては84.6パーセント (14年度は85.2パー セント)の事件が勝訴、 和解など被援助者の権 利が実現される方向で 終結している。これら のことは、民事法律扶 助事業に対する需要の 増加に対し、財団法人 法律扶助協会が適切に 対応し、事業を遂行し ていることを表してい る。 償還金収入は民事法 律扶助の主要な財源と なっており、平成15年 度償還金収入は45億円 を超え、14年度を8億 円上回り、償還率も向 上している。このこ とは、扶助協会におい て、立替金債権を適正 に管理し、償還金収入 の確保に努めているこ とを示すものである。 上記より、平成15年 度の民事法律扶助事業 は適正に実施されたも のと評価できる。	財団法人法律 扶助協会に対す る補助金の交付
				代理援助の実 施件数	P	対前年度 増	平成15年度		法律相談援助件数 (件)	49,802	58,158	68,769		
				書類作成援助 の実施件数	P	対前年度 増	平成15年度		代理援助開始決定件 数(件)	29,855	35,820	40,627		
				大量一括委託 契約による事 件数	P	対前年度 増	平成15年度		書類作成援助開始決 定件数(件)	1,063	1,870	2,370		
		参考指標 代理援助事件 (終結事件) の成功率	CM	-	平成15年度		15年度の事件数は258件、節減額449万円 15年度から法律扶助協会東京都支部において 試行的に開始			区分	結 果			
										勝 訴	5.0%			
										和解成立	7.3%			
								調停成立	4.0%					
								免責(破産)	65.1%					
								示談成立	3.2%					
								成功率	84.6%					
		(達成目標2) 立替金債権の償還率を向上 させる。		償還率	P	対前年度 増	平成15年度		区分	H14 年度	H15 年度			
									償還率(%)	24.9	26.5			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等			評価の結果	政策手段				
							基準年次	達成年次									
2 - (2) -	被害者等通知制度 の適切な運用	<p>(基本目標) 刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。</p> <p>(達成目標) 被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。</p>	C	通知者数	P	-	平成15年度					<p>本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。</p> <p>検察官等においては、本制度実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施した際に通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと思えた場合を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知している。</p> <p>今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適正な運用をすることが必要</p> <p>平成16年度から、「通知希望者に通知しなかった数」について把握できるよう統計方法を変更したことから、来年、その結果を踏まえ本制度の評価方法等について見直しを検討</p>	被害者等に対する刑事事件の処分結果等の通知 法務省ホームページ、パンフレットによる広報				
								区分	H14年	H15年							
								通知希望者数	47,690	44,442							
								通知者数	76,691	76,087							
								通知希望者数	P	-	平成15年度			<p>1 単位は人 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回の通知をしているためである。</p>			
								通知件数	P	-	平成15年度						
											区分			H14年	H15年		
											通知総数			79,927	79,454		
											(内訳) 事件の捜査処理			36,220	33,376		
											公判期日			18,191	17,981		
							裁判結果	24,462	26,715								
							受刑者の釈放	1,054	1,382								
							<p>1 単位は件 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由(捜査処理と公判期日)を通知をした場合、通知者数は1、通知件数は2となる。</p>										

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2 - (2) -	捜査における通訳の適正の確保	(基本目標) 適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。 (達成目標) 通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公平・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。	P	実施状況 研修日数 実施状況 研修員数	P P	2日間 50人	平成15年度 平成15年度	平成15年7月7日から8日までの2日間、中央研修として全国の地方検察庁から通訳人50人が参加する通訳人セミナーを実施。ベテラン通訳人による講義、外国人が関わる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義を行うことにより知識の修得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い、情報収集の場を設けた。	研修を実施したところ、事後のアンケートの結果により、捜査に必要とされる知識、公平・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人として資質の向上に資することとなったことが確認できた。 今後とも、このような諸施策を継続するとともに、研修後実施した事後アンケートに寄せられた意見や要望を参考にして、有能な通訳人を確保する上での新たな施策の必要性も含めて検討し、質的向上のための施策を進めていくことにする。	通訳人セミナーの実施	
2 - (2) -	矯正職員に対する研修の充実強化	(基本目標) 受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。 (達成目標) 矯正施設で勤務するすべての職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与える。	P	上級幹部を育成するための研修における新規人権研修科目の導入 上級幹部を育成するための研修における福祉施設の体験実習の導入	P P	平成15年度導入 平成15年度導入	平成15年度 平成15年度	上級幹部育成研修(矯正研修所高等研修課程高等科研修)においてカリキュラムを見直し、平成15年度から新たに「部下職員の人権意識の育成」、「医療刑務所における精神障害受刑者の処遇」等の科目を導入 平成15年度の上記研修から11の福祉施設等に分かれ、それぞれ3日間の介護体験実習を新たに実施した。	被收容者処遇場面を想定したロールプレイング、事例研究等の新規人権研修科目を導入し、幹部になった場合、部下職員に対し受刑者の人権を尊重した処遇をどのようにして指導すべきか等を学ばせた。 全研修員に、老人福祉施設、障害者福祉施設及び精神科病院11施設における3日間の介護体験実習を導入し、高齢者及び障害者に対する理解、認識を深めさせるとともに、豊かな人間性の醸成に努め、広く人権意識の涵養を図った。	新規人権研修科目及び福祉施設体験実習を導入した上級幹部育成研修の実施 新規人権研修科目を導入した新規採用者研修の実施 中間監督者に対する人権研修の実施 全施設における医療関係研修の実施	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等				評価の結果	政策手段								
							基準年次	達成年次														
				新規採用職員を対象とする研修における新規人権研修科目の導入	P	平成15年度導入		平成15年度	新規採用職員のための矯正研修所刑務官等研修課程初等科研修、法務教官及び法務技官研修課程基礎科研修においてカリキュラムを見直し、平成15年度から全研修支所に「人権問題」、「被收容者処遇と国際準則」等の科目を導入				新たに採用された刑務官、法務教官及び法務技官に対し、主な人権問題や被收容者の人権に関する条約等について講義し、矯正施設における被收容者の人権について、基礎的知識を身につけさせた。									
				中間監督者に対する人権研修の受講者数	P	対前年度比74人		平成15年度	矯正研修所8支所において、矯正施設における中間監督者に対する人権研修である「処遇実務監督者研修」を実施。受講者数は、平成14年度実績178人に対し、新たに行刑施設の主任矯正処遇官74人を加え、平成15年度は252人に対し実施				平成15年度は現場施設において、直接被收容者の処遇に関与し、部下職員を指導する立場にある行刑施設の主任矯正処遇官74人を新たに加えて実施し、被收容者場面を想定した事例研究に基づく討議を行うなどして、現場責任者としての理解を深めさせた。									
				全施設において、医療関係研修（精神疾患や感染症等に関する医学的基礎知識の付与）の実施	P	平成15年度導入		平成15年度	医療上の不適切処遇を防止する観点から、矯正施設において医学的基礎知識を付与するため、医師等による「健康状態のとらえ方」、「救急法」等を講義するなどの自庁研修を平成15年度から新たに実施した。				職員に対し、被收容者の健康状態のとらえ方、疾病を有する被收容者に対する理解、認識を深めさせるとともに、医療上の不適切処遇の防止を図り、人権に配慮した処遇の推進に努めた。									
2 - (2)	矯正施設における職業教育の充実強化	(基本目標) 受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。	P	受講者数	P	対前年度増		平成15年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職業訓練受講者数</td> <td>1,923</td> <td>2,191</td> <td>2,182</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	H13年度	H14年度	H15年度	職業訓練受講者数	1,923	2,191	2,182	受刑者の出所後の就労に資すると考えられる資格、免許等については、前年度を285名上回る2,214名（前年比114.8パーセント）が	刑務所等における職業訓練の実施
区 分	H13年度	H14年度	H15年度																			
職業訓練受講者数	1,923	2,191	2,182																			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段																																		
							基準年次	達成年次																																					
		(達成目標1) 受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。		受講者数/受刑者数	P	対前年度増	平成15年度		記述なし	<p>取得していることから、受刑者の改善更生や社会復帰に資していると評価できる。</p> <p>職業訓練の受講者数は、作業スペースの狭あい化による職業訓練の統廃合を行ったことから前年度を9名下回ったものの、前年度同様、高い水準を維持しており、受刑者の更生復帰に資すると考えられる職業訓練の受講機会を広く与えていると評価できる。</p> <p>現在、資格、免許等の取得を目標とした職業訓練は、主に初犯受刑者が收容されている施設を中心に実施されていることから、今後は、引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰收容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行い、併せて、累犯受刑者の訓練受講機会の更なる拡大を図る必要がある。</p>																																			
		(達成目標2) 受刑者に対し、職業に必要な知識・技能を修得させる。		参考指標 業種別雇用情勢	P	-	平成15年度		記述なし																																				
				職業訓練の修了者数	P	対前年度増	平成15年度		記述なし																																				
				資格又は免許の取得者数及び取得率	C M	対前年度増	平成15年度		<p>資格・免許等の取得者数 前年度を285名上回る2,214名が資格・免許等を取得</p> <p>資格・免許等の取得者率 平成15年度は82.6パーセントであり、前年度を3.5ポイント下回ったものの、受験者数は前年度を441名上回った。</p> <p>資格免許等取得状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物取扱者</td> <td>160 (179)</td> <td>178 (220)</td> <td>412 (561)</td> </tr> <tr> <td>溶接技能者</td> <td>212 (262)</td> <td>223 (271)</td> <td>229 (249)</td> </tr> <tr> <td>自動車整備士</td> <td>81 (83)</td> <td>95 (98)</td> <td>96 (97)</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員 (ホームヘルパー)</td> <td>28 (29)</td> <td>33 (34)</td> <td>33 (33)</td> </tr> <tr> <td>理容師</td> <td>38 (46)</td> <td>49 (51)</td> <td>32 (33)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,387 (1,580)</td> <td>1,351 (1,567)</td> <td>1,412 (1,709)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,906 (2,179)</td> <td>1,929 (2,241)</td> <td>2,214 (2,682)</td> </tr> <tr> <td>合格率(%)</td> <td>87.5</td> <td>86.1</td> <td>82.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 単位は人 2 各欄下段()書きは受験者数である。</p>		区分	H13年度	H14年度	H15年度	危険物取扱者	160 (179)	178 (220)	412 (561)	溶接技能者	212 (262)	223 (271)	229 (249)	自動車整備士	81 (83)	95 (98)	96 (97)	訪問介護員 (ホームヘルパー)	28 (29)	33 (34)	33 (33)	理容師	38 (46)	49 (51)	32 (33)	その他	1,387 (1,580)	1,351 (1,567)	1,412 (1,709)	合計	1,906 (2,179)	1,929 (2,241)	2,214 (2,682)	合格率(%)	87.5	86.1
区分	H13年度	H14年度	H15年度																																										
危険物取扱者	160 (179)	178 (220)	412 (561)																																										
溶接技能者	212 (262)	223 (271)	229 (249)																																										
自動車整備士	81 (83)	95 (98)	96 (97)																																										
訪問介護員 (ホームヘルパー)	28 (29)	33 (34)	33 (33)																																										
理容師	38 (46)	49 (51)	32 (33)																																										
その他	1,387 (1,580)	1,351 (1,567)	1,412 (1,709)																																										
合計	1,906 (2,179)	1,929 (2,241)	2,214 (2,682)																																										
合格率(%)	87.5	86.1	82.6																																										

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2 - (2) -	矯正施設における教育活動の推進	<p>(基本目標) 被収容者が、犯罪、非行事実を客観的に見つめ、被害者に対する自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。</p> <p>(達成目標) 被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムを作成する。</p>	C	被害者の視点を取り入れた教育プログラムの整備等を目的として、矯正局、矯正管区、矯正施設において実施された協議会、調査の進捗状況	P	被害者の視点を取り入れた教育プログラムの作成	平成14年度	平成16年度	<p>矯正局の指定した刑務所及び少年刑務所計16庁において、被害者の視点を取り入れた教育に係る指導要領作成のための調査・研究を実施。平成16年3月に調査研究の概要、調査研究の成果について取りまとめを行い、「被害者の視点を取り入れた」教育についての指導案や指導要領等を作成した。</p> <p>平成14年4月から16年3月にかけて、矯正局の指定した矯正管区において当該管区及び同管内少年院3庁により被害者の視点を取り入れた教育に関する調査研究（研究授業、調査研究、意見交換会等）を継続的に実施し、16年3月に教育プログラムの基本的な考え方、指導計画、指導案について取りまとめを行った。</p> <p>9庁の少年院で、被害者の視点を取り入れた教育に関する公開授業を開催し、矯正管区、家庭裁判所、地方検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所等関係職員により、指導計画や授業内容に係る研究討議を実施。当該公開授業に出席した関係機関からの意見を踏まえ、指導内容等について検討</p>	平成16年度に各矯正施設における教育プログラムを整備することを目標として、平成14年度から調査研究を実施してきたところ。平成15年度の調査研究においては、行刑施設16庁、少年施設3庁において、対象者に応じたプログラムの在り方等について取りまとめを行った。	被害者の視点を取り入れた教育プログラムの整備及びそのための調査・研究
2 - (2) -	更生保護活動の推進	<p>(基本目標1) 保護観察対象者が改善更生する。</p> <p>(達成目標1) 保護観察処遇の充実強化を図る。</p>	C	施策の実施状況	P	-	平成15年度		<p>分類処遇（保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする制度）については、平成14年度に実施した分類票の判別精度をより向上させるための調査の結果分析を行った。</p> <p>類型別処遇（覚せい剤関係や暴走族関係等、保護観察対象者が持つ固有の特性や問題に焦点を当て、それに対する効果的な処遇を実施することを目的とする制度）については、3号観察及び4号観察において覚せい剤類型の者が最も多いことから、平成15年度は、特に覚せい剤類型の保護観察対象者に対する処遇の充実（平成16年度から全国の保護観察所で簡易尿検査を実施等）に努めた。</p> <p>特別養護老人ホーム福祉施設における介護・清掃等の奉仕活動、知的障害者授産施設での共同作業、農作業体験、保育園での保育体験、料理体験、道路や海岸等の清掃活動等の社会参加活動を実施</p>	<p>保護観察対象者の抱えている問題は極めて多面的であり、保護観察を実施する期間も異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定することは困難である。</p> <p>分類処遇については、平成15年度の調査の結果分析を材料として16年度に制度改革を行う予定</p> <p>類型別処遇については、覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査の実施を始めとする本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努める。</p>	分類処遇・類型別処遇の充実化 社会参加活動、各種集団処遇の積極的な実施 保護観察対象者に対する就労指導の充実 協力雇用主の確保等

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段																																				
							基準年次	達成年次																																							
				参考指標 1 各保護観察号 種別の類型の 認定割合	P	-			各保護観察号種別の主な類型の認定割合（平成15年末）（%） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>シナー</th> <th>覚せい剤</th> <th>暴力団</th> <th>暴走族</th> <th>中学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号観察</td> <td>7.2</td> <td>1.2</td> <td>0.3</td> <td>12.3</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>2号観察</td> <td>15.2</td> <td>5.3</td> <td>1.4</td> <td>27.7</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>3号観察</td> <td>0.9</td> <td>27.1</td> <td>3.5</td> <td>0.4</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>4号観察</td> <td>1.7</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>1</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>5.9</td> <td>9.5</td> <td>1.9</td> <td>9.5</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注）1号観察：家裁決定により保護観察に付された者 2号観察：地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許可された者 3号観察：地方更生保護委員会の決定により仮出獄を許可された者 4号観察：裁判所の判決により刑の執行を猶予され保護観察に付された者</p>	類型	シナー	覚せい剤	暴力団	暴走族	中学生	1号観察	7.2	1.2	0.3	12.3	4.5	2号観察	15.2	5.3	1.4	27.7	0.7	3号観察	0.9	27.1	3.5	0.4	/	4号観察	1.7	16	4	1	/	総数	5.9	9.5	1.9	9.5	2.1	社会参加活動については、その内容は福祉施設における奉仕活動を中心に多岐にわたっている。活動に参加した少年や保護者等から得られた感想は、概ね肯定的であり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応ひいてはその改善更生に大きな役割を果たしているものと考えられる。今後とも、保護観察対象者の特性や地域の実情等にに応じた活動先の開拓、活動内容の多様化等を積極的に行うとともに、その実施方法、参加者の選定等についてさらに工夫をする。	
類型	シナー	覚せい剤	暴力団	暴走族	中学生																																										
1号観察	7.2	1.2	0.3	12.3	4.5																																										
2号観察	15.2	5.3	1.4	27.7	0.7																																										
3号観察	0.9	27.1	3.5	0.4	/																																										
4号観察	1.7	16	4	1	/																																										
総数	5.9	9.5	1.9	9.5	2.1																																										
				参考指標 2 社会参加活動 の実施回数、 社会参加活動 への保護観察 対象者の参加 人数	P	-			平成15年度の社会参加活動実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・実施庁 50庁（全保護観察所。前年度同数） ・実施回数 593回（前年度513回） ・保護観察対象者参加人数 1,599人（前年度1,587人） 	各種集団処遇については、一定の処遇効果が期待できることから、今後、実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ、その充実に向けた方策を検討																																					
		（達成目標 2） 保護観察対象者の就業を確保する。		施策の実施状況	P	-	平成15年度		保護観察対象者に社会生活技能訓練等の処遇技法を活用しながら、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について指導 <p style="margin-left: 20px;">より多くの事業主に協力雇用主として協力してもらおうべく「社会を明るくする運動」等の機会をとらえて広報を行った。</p>																																						

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段																								
							基準年次	達成年次																											
				参考指標1 保護観察終了者に占める無職者の割合	CM	-	平成15年度		(単位は%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H13年</th> <th>H14年</th> <th>H15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>22.6</td> <td>23.8</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>1号観察</td> <td>14.2</td> <td>14.6</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>2号観察</td> <td>26.8</td> <td>26.6</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>3号観察</td> <td>30.9</td> <td>33.2</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>4号観察</td> <td>37.9</td> <td>41.2</td> <td>40.6</td> </tr> </tbody> </table> 平成13年から15年保護統計年報を参考	区分	H13年	H14年	H15年	全体	22.6	23.8	23.8	1号観察	14.2	14.6	14.6	2号観察	26.8	26.6	26.3	3号観察	30.9	33.2	32.7	4号観察	37.9	41.2	40.6	平成15年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成14年と比較し殆ど変化がなく、依然として保護観察対象者の就業は厳しい状況。今後もより有効な就労指導の方法について検討する。 全国の協力雇用主数は平成16年4月1日現在で、前年に比べ、497事業者増加し、被雇用者数は154人増加している。今後とも新規協力雇用主の確保に努めるとともに、既存の協力雇用主に対しても、保護観察対象者の雇用促進について一層の協力を求める。	
				区分	H13年	H14年	H15年																												
				全体	22.6	23.8	23.8																												
				1号観察	14.2	14.6	14.6																												
				2号観察	26.8	26.6	26.3																												
				3号観察	30.9	33.2	32.7																												
				4号観察	37.9	41.2	40.6																												
				参考指標2 協力雇用主の数	P	-	平成15年度			全国の協力雇用主数及び被雇用者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年 4月1日</th> <th>16年 4月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力雇用主数</td> <td>5,050</td> <td>5,547</td> </tr> <tr> <td>被雇用者数</td> <td>423</td> <td>577</td> </tr> </tbody> </table>	区分	15年 4月1日	16年 4月1日	協力雇用主数	5,050	5,547	被雇用者数	423	577																
				区分	15年 4月1日	16年 4月1日																													
				協力雇用主数	5,050	5,547																													
被雇用者数	423	577																																	
(基本目標2) 保護司制度がより活性化される。 (達成目標) 保護司を幅広く確保し、研修を充実させる。	P	保護司の充足率	P	対前年増	平成15年度		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>14年</th> <th>15年</th> <th>16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護司の充足率(%)</td> <td>93.3</td> <td>94.7</td> <td>94.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	14年	15年	16年	保護司の充足率(%)	93.3	94.7	94.1	保護司の人数は平成16年1月1日現在49,389人であるが、平成16年4月から保護司の再任年齢に一律上限を定めたいわゆる保護司定年制を完全実施したことに伴う保護司の退任を踏まえ、さらに充足率を高めることが求められる。 保護司の平均年齢に大きな変動はないが、60歳以上の保護司が69.3パーセントに達しており、今後とも若年層の保護司を確保する取組を進める必要がある。	パンフレット等を使用した広報 保護司組織と一体となった取組の推進 実効が挙がるような研修の実施 保護司向けの研修教材の配布																		
		区分	14年	15年	16年																														
		保護司の充足率(%)	93.3	94.7	94.1																														
保護司の平均年齢	P	対前年減	平成15年度		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>保護司の平均年齢(才)</td> <td>63.3</td> <td>63.2</td> <td>63.3</td> </tr> </tbody> </table>	保護司の平均年齢(才)	63.3	63.2	63.3																										
保護司の平均年齢(才)	63.3	63.2	63.3																																
全保護司に占める女性保護司の割合	P	対前年増	平成15年度		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>全保護司に占める女性保護司の割合(%)</td> <td>24.2</td> <td>24.6</td> <td>24.9</td> </tr> </tbody> </table>	全保護司に占める女性保護司の割合(%)	24.2	24.6	24.9																										
全保護司に占める女性保護司の割合(%)	24.2	24.6	24.9																																

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段											
							基準年次	達成年次														
				保護司に対する研修実施状況	P	前年実績を基準	平成15年度		各保護観察所において、新任保護司研修を始め、地域別の定例研修や専門的知識及び技術修得等を図ることを目的とした研修など、実効が挙がるよう対象や目的に配慮した研修を実施 保護司向けの研修教材として「更生保護」誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布	全保護司のうち、女性が占める割合は漸増傾向にあるが、引き続き、女性保護司の比率の向上に努める必要がある。 保護観察処遇に直結する実践的な研修内容や研修教材となるよう考慮したが、社会内処遇である保護観察は、社会情勢等とも密接に関わってくるので、これらの諸情勢や対象者の資質の変化等に適切に対応するものとなるよう引き続き研修の充実を図っていく。												
		(基本目標3) 犯罪予防活動を助長する。 (達成目標1) 社会を明るくする運動への参加を促進させる。	P	参加団体数	C M	対前年度増	平成15年度		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>14年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県(団体)</td> <td>5,138</td> <td>5,415</td> </tr> <tr> <td>市町村等(団体)</td> <td>32,277</td> <td>32,553</td> </tr> </tbody> </table>	区分	14年	15年	都道府県(団体)	5,138	5,415	市町村等(団体)	32,277	32,553	全国における都道府県及び地区実施委員会を構成する機関・団体数は、いずれも前年度に比べて増加しており、本運動が着実に地域社会に浸透していることが認められる。 作文コンテストへの応募総数は、小、中学生いずれも大幅に増加しており、各地の教育委員会、学校に本運動の趣旨が浸透し、児童・生徒に犯罪や非行について考える場が積極的に提供されていることが認められる。	中央実施委員会の開催 広報活動の実施 広報資料の作成・配布 作文コンテストの実施 地区実施委員会への情報提供 学校との連携の推進		
区分	14年	15年																				
都道府県(団体)	5,138	5,415																				
市町村等(団体)	32,277	32,553																				
		主な行事の開催回数及び参加人員	C M	対前年度増	平成15年度		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">作文コンテスト応募作品数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>14年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>21,374</td> <td>58,396</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>58,396</td> <td>73,956</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>79,770</td> <td>101,893</td> </tr> </tbody> </table>	作文コンテスト応募作品数				14年	15年	小学生	21,374	58,396	中学生	58,396	73,956	計	79,770	101,893
作文コンテスト応募作品数																						
	14年	15年																				
小学生	21,374	58,396																				
中学生	58,396	73,956																				
計	79,770	101,893																				

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段																								
							基準年次	達成年次																											
									<p>主な行事開催回数と参加人員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行事名</th> <th>14年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街頭補導活動等</td> <td>7,929 774,327</td> <td>7,938 656,135</td> </tr> <tr> <td>ミニ集会 (住民集会含む)</td> <td>16,900 756,926</td> <td>16,255 659,891</td> </tr> <tr> <td>講演会</td> <td>1,261 192,317</td> <td>1,290 205,906</td> </tr> <tr> <td>弁論大会・ 標語募集等</td> <td>1,099 288,806</td> <td>1,001 269,700</td> </tr> <tr> <td>スポーツ大会</td> <td>845 250,665</td> <td>939 226,918</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20,671 1,438,454</td> <td>19,931 1,433,851</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48,705 3,701,495</td> <td>47,354 3,452,401</td> </tr> </tbody> </table> <p>上段は開催回数、下段は参加人数を表す。</p>	行事名	14年	15年	街頭補導活動等	7,929 774,327	7,938 656,135	ミニ集会 (住民集会含む)	16,900 756,926	16,255 659,891	講演会	1,261 192,317	1,290 205,906	弁論大会・ 標語募集等	1,099 288,806	1,001 269,700	スポーツ大会	845 250,665	939 226,918	その他	20,671 1,438,454	19,931 1,433,851	計	48,705 3,701,495	47,354 3,452,401	<p>各種行事の開催回数、参加人員についてみると、講演会の開催回数、参加人員が増加しており、保護司による非行防止教室を始めとする学校との連携推進が積極的になされていることが窺われる。反面、その他の行事については、学校との連携に関する諸活動に重点が置かれ、従来の活動内容に対する見直しが行なわれたことや地域社会の絆の弱まりなどを背景としてこれら行事への主体的な参加が確保されにくくなっている等を要因として、回数、参加者数ともおおむね減少している。</p> <p>各地区実施委員会からは「マナー化傾向」、「地域住民への浸透不足」等の報告があり、状況の改善のため様々な活動方針が提案されている。</p>	
行事名	14年	15年																																	
街頭補導活動等	7,929 774,327	7,938 656,135																																	
ミニ集会 (住民集会含む)	16,900 756,926	16,255 659,891																																	
講演会	1,261 192,317	1,290 205,906																																	
弁論大会・ 標語募集等	1,099 288,806	1,001 269,700																																	
スポーツ大会	845 250,665	939 226,918																																	
その他	20,671 1,438,454	19,931 1,433,851																																	
計	48,705 3,701,495	47,354 3,452,401																																	
		(達成目標2) 更生保護ボランティア団体の活動を促進する。		活動促進のための支援の実施状況	P	多彩で幅広い活動の実施	平成15年度	<p>全国、各地方及び各都道府県において、更生保護女性会員やBBS(青年ボランティア)会員等を対象とする研修・協議会等を開催(各団体と共催)し、活動に必要な知識の習得及び活動事例等に関する情報交換を支援</p> <p>更生保護女性会やBBS会が行う「ミニ集会活動」、「子育て支援活動」、「グループワーク」などの実施に当たり、企画・運営に関する助言、活動に必要な情報の提供等を通じて支援を実施。さらに、関係機関・団体等との円滑な連携のもとに実施されている特色豊かな活動を取り上げ、広く広報するなどした。</p>	<p>全国レベルで開催した研修においては、それぞれのテーマに沿って、専門家による講演会を行ったほか、先駆的な活動を実施している地区の参加者から発表を求め、犯罪予防活動上の効果的な活動例について情報交換が行われた。</p>	<p>各種研修・協議会の開催及び開催支援 各種活動の実施支援</p>																									

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
		<p>(基本目標4) 更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。</p> <p>(達成目標) 築後おおむね20年以上経過し、老朽化が進んだ更生保護施設について、順次改築・補修する。</p>	P	15年度に改築又は補修が完了した施設数	P	4施設	平成15年度		<p>老朽化し、改築・補修の緊急性が高い更生保護施設4施設に対し、更生保護施設整備費補助金(事業総経費約771,461千円に対して補助金総額215,700千円)を交付し、当該施設を設置経営する更生保護法人、同法人を所管する保護観察所と緊密な連携を保ちながら必要な助言、指導を行い全面改築(2施設)、内外装の補修(2施設)を実施</p>	<p>本事業実施施設においては、躯体の損傷、鉄筋の腐食、採光や通気性等の安全面、衛生面の問題が改善され、加えて、各種処遇を実施する集団処遇室の整備がなされるなど居住・処遇環境の一層の充実が図られたことにより、入所者の更生意欲の喚起、社会適応を促進することが期待される。</p> <p>改修、補修を必要とする施設がなお49施設あり、中には築後50年を経過する施設もあることから、その計画的な整備を推進していく必要がある。また、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環として、地域住民との交流を促進するための集会室の整備や今後増加が予想される高齢者や身体障害者などの多様な入所者に対応できる「バリアフリー化」の導入についても推進していく。</p>	<p>更生保護施設整備費補助金の交付</p>

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2-(2) -	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	(基本目標1) オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。 (達成目標) 観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。	C	オウム真理教の組織、活動の実態及び危険性の解明の度合い	P	-	平成15年度		<p>公安調査庁は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)第7条第2項に基づき、観察処分の被処分団体であるオウム真理教の施設に対し、合計20回、33施設について延べ689名の公安調査官を投入し217時間 にわたって検査を実施。その結果は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教団が平成14年12月に回収した旨を発表していた、殺人を肯定する麻原の説法等を収載した説法集「尊師ファイナル・スピーチ」を施設内に保管していること、麻原と同じ脳波が発信されているとされる修行用の法具である「PSI」と称するヘッドギアを使用していることなどが確認され、教団内において、麻原が依然として絶対的とも言える影響力を有していることが裏付けられた。 ・教団側は、大半の施設で、検査手法に係る教団独自の見解をまとめた文書に基づいて検査をけん制したり、パソコンに保管された電子ファイルの開示要求に応じないなどの非協力的姿勢を示し、検査対象物である書類を裁断機で破棄するという事件も発生した(団体規制法第39条違反で刑事告発、一審で有罪確定)。 ・このほか、教団に対する調査の結果、「不法事犯の再発防止」を口実に、ロシアでの活動を本格化させている事実及び教団名を秘匿したヨーガ教室等を開催し勧誘活動を展開するなど、巧妙な手法で組織拡大を図ろうとしている事実を確認。 ・平成16年2月27日の麻原に対する一審判決に向けて、教団による不法事犯の未然防止のため、特別調査体制を組み、その一環として、11施設に対する一斉立入検査を実施。 <p>公安調査庁長官は、教団から標記期間内において、4回にわたり、教団役職員及び構成員の氏名、住所、教団所有、管理の土地及び建物の所在、用途、資産等について報告を受けた。その結果、麻原を役員及び構成員として報告せず、新たに獲得した信徒についても、構成員として報告しないなど、教団の欺瞞的体質が改善されていないことが確認された。</p> <p>観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長の請求を受けて、16の地方公共団体に対し56回にわたり情報提供を行った。</p>	<p>観察処分の実施により教団が麻原の絶対的とも言える影響力の下、危険な教義を保持していること、巧妙な手法で組織拡大を図ろうとしていることなど教団の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為におよぶ危険性があることを明らかにした。一方、教団施設が所在する地方公共団体においては、依然として観察処分に期待が寄せられており、引き続き、観察処分により、その期待に応えていく必要がある。</p>	<p>団体規制法に基づく観察処分の実施(同法第7条第1項に基づく調査、同条第2項に基づく立入検査の実施及び同法第5条第3項に基づく報告書の徴取)</p> <p>団体規制法に基づく地方公共団体への情報提供</p>

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
		<p>(基本目標2) 内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。</p> <p>(達成目標) 内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。</p>	C	提供情報の迅速性・適時性、当該情報の正確性	P	-	平成15年度		<p>公安調査庁は、管理部門や国内部門から国外部門へ人員をシフトし、国際テロ（本庁に「国際テロ特別調査本部」を設置）や北朝鮮問題（「万景峰92号」入港に関して本庁及び新潟に現地本部設置）に関する情報の収集、分析に重点的に取り組んだ。</p> <p>収集・分析した情報については、内閣等に対して直接報告したのをはじめ、政府内部における各種会議（例：内閣情報会議）の場を通じて、あるいは職員が関係省庁に赴いて提報するなど、政府機関に迅速・適時に提出</p> <p>12月には「内外情勢の回顧と展望」を公表したのをはじめ、週ごと、月ごと、あるいは随時の形で各種印刷物を関係機関等に配布。また、公安調査庁のホームページ上の「最近の内外情勢」欄において内外情勢に関する情報を継続して掲載</p>	<p>国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、関係機関に迅速・適時に提報し、提報先から一定の評価を得た。</p> <p>上記問題については、把握・解明すべき課題は多数あり、公安調査庁として、我が国の治安の維持と安全の確保のためにより一層の貢献を果たすため、調査力を質・量ともに一段と充実強化する必要がある。</p>	<p>国際テロ・北朝鮮問題に重点化した情報収集体制の強化</p> <p>収集した情報の政府関係機関等に対する迅速な提供</p>
2 - (3) -	外国人の円滑な受入れ	<p>(基本目標) 我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p> <p>(達成目標1) 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p>	C	在留資格及び在留資格に係る基準の見直し、手続等の簡素・合理化など、円滑・適正化のため施策の内容及び実施状況	P	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現	平成12年3月	平成17年3月	<p>外国人IT技術者については、平成13年12月28日、法務省令を改正し、情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人が、平成13年法務省告示第579号をもって定める試験のいずれかに合格し、又は資格を有している場合には「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わずに入国・在留できることとした。平成15年5月30日付け法務省告示では、フィリピン・日本情報技術標準試験財団が実施する基本情報技術者試験及びベトナム情報技術試験訓練支援センターが実施する基本情報技術者試験の合格者を新たに上記上陸許可基準の特例措置の対象とした。</p> <p>構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）において産学連携が推進されている地域において研究活動や当該研究活動と合わせて経営活動を行おうとする外国人研究者について「特定活動」の在留資格を付与することを可能とし、この場合の在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置を講じた。</p> <p>平成15年4月1日から特区内の特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請について、専用窓口を設けるなどして、他の案件より優先して処理</p>	<p>改正告示により、従来は「技術」に係る上陸許可基準に適合せず入国できなかったフィリピン及びベトナムの機関が実施する試験の合格者が入国を認められるようになったこと、また、特区法に基づき外国人IT技術者に係る在留期間の伸長等特例措置を講じたことなどから、専門的、技術的分野の外国人労働者のより一層円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができた。</p> <p>平成15年度においては、特区法に基づく入管法の特例措置により、特区内の研究施設等における外国人研究者が研究の成果を利用して事業経営を行うことが可能となったほか、永住許可要件の</p>	<p>外国人IT技術者の一層の受入れに向けた法務省告示の一部改正</p> <p>特区法による入管法の特例措置等</p> <p>「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」を受けた対応</p>

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
									<p>平成15年4月1日から特区内の特定事業等に係る外国人で我が国への貢献があると認められる者については、永住許可に必要な在留要件を5年以上から3年以上に短縮</p> <p>平成15年10月1日から特区内の事業所において活動する情報処理技術者について、在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置を講じた。</p> <p>平成16年2月27日の法務省令の改正により、いわゆるソムリエに関する「技能」の在留資格に係る上陸許可基準である10年の経験年数要件を5年に短縮</p> <p>平成16年2月27日の法務省令の改正により、医師等の確保が困難な地域における外国人医師等が診療業務を行おうとする稼働先について、従来の「診療所」に加えて「病院」にも拡大企業等のニーズを踏まえ、問題のない優良な企業については、在留資格認定証明書交付申請に係る手続の迅速化・簡素化をした。</p> <p>5年以上の在留実績がある者で我が国への貢献が認められて永住が許可された事例及び不許可とされた事例を法務省ホームページにおいて公開し、永住許可要件の明確化を図った。</p>	<p>明確化・弾力化により、我が国で長期活動を希望する有益な専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>今後も、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極め、不法滞在等の防止に留意しつつ、社会のニーズ等に応える外国人の円滑かつ適正な受入れを図る施策を実施していく必要がある。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段																	
							基準年次	達成年次																				
		(達成目標2) 研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		適正な管理を確保した上で の手續等の一層の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況、研修生等の適正な在留の把握や指導の状況	P	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現	平成12年3月	平成17年3月	<p>技能実習移行対象職種・作業の拡大状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>7年</th> <th>10年</th> <th>12年</th> <th>14年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職種数</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>59</td> <td>62</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>作業数</td> <td>84</td> <td>86</td> <td>106</td> <td>112</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成15年度においては、関係省庁等と協議を行った上、「定置網漁業」について技能実習への移行対象作業に追加した。</p> <p>(財)国際研修協力機構の推薦を受けて研修生を受け入れてきた研修事業で法務大臣が適正と認めるものについては、新たに受入れ機関ごとに個別に法務省告示をもって定めることとし、申請人がその告示をもって定める研修を受ける場合、受入れ機関が受け入れることができる研修生の人数枠等について特例を認めることとした。</p> <p>平成15年10月1日から特区内に所在する所要の要件を満たす事業所において、実務研修を含む研修を受けようとする外国人研修生につき、その受入れ人数枠を緩和する特例措置を講じた。</p> <p>いわゆる団体監理型(商工会・協同組合等の団体が監理することで受入れが認められている研修)による研修生受入れ、とりわけ問題が多くみられる中小企業団体の中で、異業種の組合における研修の実施体制等が疑問視されていることから、実態調査を実施した結果、研修生の所定時間外活動、名義貸し及び研修計画の齟齬等不適切な研修・技能実習事案が判明した92の受入れ機関に対して不正行為認定をした。</p> <p>平成15年度末に推薦研修制度を廃止したが、一定の条件の下で引き続き当該研修を研修生の受入れ人数枠等の特例の対象とし、また、特区における特例措置を講じたことで外国人研修生の円滑な受入れを図った。</p> <p>「団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施し、不正行為認定を行うことなどにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができた。</p> <p>技能実習生に係る在留資格「特定活動」をもって在留する者の外国人登録者数は、平成15年12月31日現在、46,352人で5年前の3倍近くとなっており、技能実習制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。</p> <p>入国管理局では、研修・技能実習制度の見直しや、技能実習対象職種の拡大等による制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。また、活動内容が分かりにくいとの指摘もある</p>	区分	7年	10年	12年	14年	15年	職種数	53	55	59	62	62	作業数	84	86	106	112	113	技能実習移行対象職種の拡大研修及び技能実習制度の適正化及び拡充
区分	7年	10年	12年	14年	15年																							
職種数	53	55	59	62	62																							
作業数	84	86	106	112	113																							

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
		(達成目標3) 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		留学生等の受入れ促進のための施策や文化、スポーツ等を通じた交流促進のための施策の内容及び実施状況、留学生等の適正な在留の把握や指導の状況	P	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現	平成12年3月	平成17年3月	平成16年4月期生に係る在留資格認定証明書交付申請及び以後の在留資格変更許可申請等について、経費支弁能力の確実な確認など審査の一層の適正化を図った。 一部の教育機関において、学生の在籍管理が不十分であるなどの問題が発生したため、平成14年度に引き続き、平成15年度においても教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局に教育機関の関係者の出頭を求め、選抜方法の改善及び在籍管理の改善・徹底に係る注意・指導を行った。また、適正な学校運営の一助及び留学生、就学生の適正な人材育成に役立ててもらうべく、平成15年6月在京の留学生等が在籍する教育機関の関係者を集め、警視庁との共催により講習会を開催した。 平成15年度において、日本語学習を目的として入国する留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める告示を5回改正し、在留資格に関して、専修学校等において日本語教育を行う教育機関として新たに44校を追加し、平成16年3月31日現在、法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関は427校となった。なお、平成15年度中に3校が廃校。 「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」等を受け、以下の対応をした。 ・夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の基準の特例を認めるための法務省令の整備 ・留学生が卒業後に就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認 ・夏季休暇期間等を利用して本邦企業等での実務を経験（インターンシップ）する外国人学生の受入れのための法務省告示の改正 法務省告示を改正し、我が国で福祉ボランティア活動を行おうとする英国人に係る英国政府に対する口上書の適用を受ける英国人が、我が国において1年を超えない期間、社会福祉法人等に受け入れられてボランティア活動を行うことを可能とした。	在留資格認定証明書交付申請等について、従来の取扱いを改めて審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。 また、平成13年度に財団法人日本語教育振興協会を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、同協会の審査結果を参考にできるようになった結果、平成15年度においても14年度同様、業務の簡素・合理化が図られ、留学生等の各種申請への対応に、より円滑かつ適正に対応できるようになった。これらの施策を通じ、真に我が国で学ぼうとする留学生、就学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献できたものと考えられる。 平成15年度においては、特区における特例措置として、夜間大学院留学生の受入れを認める特例措置を講じ、	「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化教育機関に対する指導 「留学」及び「就学」の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正 夜間大学院留学生に対する「在留」の在留資格の基準の特例を認めるための法務省令の整備 留学生が卒業後に就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認 夏季休暇期間等を利用して本邦企業等での実務を経験（インターンシップ）する外国人学生の受入れのための法務省告示の改正 英国人ボランティアの受入れのための法務省告示の一部改正

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段								
							基準年次	達成年次											
									<p>法務省告示を改正し、しずおか国際園芸博覧会開催において、関係者の開催準備段階からの円滑な受入れを可能とした。</p> <p>学術交流の更なる発展に貢献したと考えられるほか、全国において行う措置として留学生が卒業後に就職活動を行う場合における最長180日間の短期滞在の在留資格の容認等の措置を講じることを通じて、より魅力的な留学環境を整備した。</p> <p>学術・文化・青少年交流は、今後の我が国の国際的発展の大きな力となるものであるとの観点から、今後も留学生等の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加えて、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援していくこととする。</p>		しずおか国際園芸博覧会開催に係る関係者の円滑な受入れを実現するための法務省告示の一部改正								
2 - (3) -	好ましくない外国人の排除	<p>(基本目標) 我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。</p> <p>(達成目標) 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。</p>	C	我が国における不法滞在者数(推計値)	CM	5年間で不法滞在者数の半減	平成12年3月	平成17年3月	<p>不法残留者総数の推移 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法残留者数</td> <td>224,067</td> <td>220,552</td> <td>219,418</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)積極的な摘発、円滑な送還の実施等 ア摘発体制の強化 摘発専従型出張所である新宿出張所を新設し、平成15年4月から同12月までに不法滞在者等847人を摘発。また、東京入国管理局に調査企画部門を新設し、質の高い情報分析を行い、提報等を最大限活かせるような体制整備を行った。さらに、入国管理局ホームページにおいてメールによる情報受付を開始し、情報を提供しやすい環境を整備 イ入管法違反外国人の集中摘発の実施等 平成14年度に引き続き、平成15年9月から10月にかけて全国から入国警備官を東京入国管理局に応援派遣のうえ、都内を中心に345か所の入管法違反外国人の集中摘発を実施。</p>	区分	H14	H15	H16	不法残留者数	224,067	220,552	219,418	<p>総合的な不法就労外国人対策を行った結果、毎年新たな不法残留者が発生する中で、平成16年1月1日現在の不法残留者数は219,418人と前年同期に比べ1,134人(0.5%)減少し、10年前の平成7年1月1日現在と比べ67,286人(23.5%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものとする。</p> <p>全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、平成15年に入出国審査時に発見した偽変造文書発見</p>	<p>入管法違反外国人の摘発、送還 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施 厳格な入国審査 関係国との連携強化等 法整備</p>
区分	H14	H15	H16																
不法残留者数	224,067	220,552	219,418																
				厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	P	効果的な不法滞在者対策の実施													

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
									<p>集中摘発としては史上最高の1,643人を摘発し、早期かつ効率的な退去強制手続を進めた。</p> <p>ウ円滑な送還の実施 不法滞在者のスムーズな排除を行うため、東京入国管理局に、退去強制事由の該当性を審査する違反審査要員10人、収容所の処遇業務要員22人、成田空港等への護送等執行業務要員10人を増員し、一層強力な退去強制業務処理体制を構築</p> <p>(2)不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施 平成15年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係機関に協力を依頼。主要な空・海港や在日外国公館を通じての啓発等の広報活動を行った。また、平成15年6月には政府において「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、平成14年度に引き続き、警察庁、法務省、厚生労働省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」は経済4団体に対し傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請</p> <p>(3)上陸審査時の厳格な対応 ア厳格な上陸審査の実施 不法残留者の大半が在留資格「短期滞在」で入国していることから、各空港の実情に合わせて当該在留資格に係る上陸審査マニュアル等を作成するなどして上陸審査の厳格化を図った。 イ偽変造文書対策の強化 偽変造文書対策を一層強化するため、法務省入国管理局総務課出入国情報管理室に文書鑑識係を新設。また、職員の鑑識能力向上のため最新の偽変造文書の特徴等に関する研修を実施。平成15年度においては、名古屋空港及び福岡空港に偽変造文書対策担当の総括審査官を増設したほか、全国の主要な空・海港に文書鑑識を行う小型の機器160台配備体制の充実・強化を図った。</p> <p>(4)関係国との連携強化等 不法滞在者の取締り強化と未然防止の実効を期するため、国内関係機関との連携を一層推進するとともに、不法滞在者の多く発生する国に対し、出国管理の強化等を協力要請したほか、平成16年2月からはコロンビア人について査証取得勸奨措置が講じられた。</p> <p>(5)法整備 不法滞在者対策として、以下の内容を盛り込んだ入管法改正法案を平成16年2月27日国会に提出した。 ・不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を5年から10年に伸長する。</p>	<p>件数は、昨年より1,066件(41.0%)の大幅な増加となる3,660件であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考えられる。</p> <p>しかしながら、不法残留者数は20万人を超えており、依然として高水準にあるほか、不法滞在外国人による凶悪犯罪などが発生している中で、国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。</p> <p>入国管理局としては、一層強力かつ効果的な不法滞在外対策を推進していく必要がある。特に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等を強力かつ着実に遂行し、不法滞在外者の大幅な減少を実現することが最重要と考えている。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
									<ul style="list-style-type: none"> ・自ら当局に出頭した者で一定の要件に該当するものについては、簡易な手続きで迅速に出国させるための出国命令制度を新設し、その上陸拒否期間を5年から1年に短縮する。 ・不正の手段で上陸許可を受け本来我が国に入学・在留することのできない外国人に対して在留資格を在留期間の途中で取り消すことができる制度を新設する。 		
2 - (4) -	国の利害に関係のある争訟の処理	<p>(基本目標) 訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p> <p>(達成目標) 訟務部門が処理する本訴事件の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。</p>	P	判決により終了した本訴事件の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	P	100%	平成15年度	平成20年度	<p>訟務組織が処理する本案訴訟で平成15年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,095のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は785で、その率は71.7%</p> <p>訟務組織が処理する本案訴訟で平成15年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,095のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は785で、その率は71.7%であった。なお、平成15年度中に講じた施策のうち、事務次官通知は7月16日付けで発出したが、行政庁職員に対する説明用冊子は、平成16年1月に作成し、その後に説明会等を開催したこと、増員は平成16年度に認められたものであること等から、これらの施策が直ちに平成15年度の訴訟の処理期間に反映されたわけではない。</p> <p>平成15年度中に言い渡された第1審地裁判決の中には、いわゆる戦後補償関係訴訟のように、所管行政庁が既に存在しないため、主張立証等の訴訟追行に困難を伴うもの、労災関係訴訟のように、業務起因性等の判断に最新の医学的知見を必要とするもの、租税関係訴訟のように課税要件の認定判断に困難を伴うものなどが含まれ、結果的に平成15年度に</p>	訴訟対応についての各府省事務次官あて法務事務次官通知冊子の作成	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
										<p>地方裁判所において言渡しのあった第1審判決のうち約7割が2年以内に言い渡されたものの、残りの約3割については2年を超えることとなった。これは、事件の性質や相手方の訴訟対応等によっては、審理の長期化を余儀なくされるという外部要因とともに、裁判所の裁判の迅速化への具体的対応が緒に就いたばかりであるといった事情にもよると思われる。今後とも、行政庁との協力関係の一層の充実・強化とともに、訴訟事務従事職員の育成と人的・物的資源の充実強化等体制整備を図るなどして審理の一層の迅速化に努める必要がある。</p>	
2 - (5) -	広報活動の推進	<p>(基本目標) 国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。</p> <p>(達成目標1) 法務省ホームページのアクセス件数が増加する。</p>	P	ホームページの改訂件数、アクセス件数	P	対前年度増	平成15年度			<p>ホームページの改訂件数・アクセス件数とも増加。特にアクセス件数は前年度に比して74万件(約31%)増と大幅に増加。平成16年3月3日にキッズルームを開設したので、今後は、子供によるアク</p>	<p>法務省ホームページの改訂 法の日週間における各種行事の実施 法務省見学者の受入れ 法務省広報誌の作成・配布</p>
							区分	H14年度	H15年度		
							ホームページ改訂件数(件)	869	1,009		
							ホームページアクセス件数(千件)	2,417,058	3,154,468		

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段																																		
							基準年次	達成年次																																					
		(達成目標2) 法の日週間への参加国民数が増加する。		法の日週間の広報・各種行事の実施件数、参加国民数	P	対前年度増	平成15年度		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">H14</th> <th colspan="2">H15</th> </tr> <tr> <th>実施件数(件)</th> <th>参加者数(人)</th> <th>実施件数(件)</th> <th>参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>座談会・講演会</td> <td>45</td> <td>5,762</td> <td>34</td> <td>5,138</td> </tr> <tr> <td>法律・法務行政相談</td> <td>1,398</td> <td>20,067</td> <td>1,377</td> <td>17,471</td> </tr> <tr> <td>公判傍聴・見学会等</td> <td>69</td> <td>2,463</td> <td>71</td> <td>1,980</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>35</td> <td>792</td> <td>31</td> <td>2,911</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,547</td> <td>29,084</td> <td>1,510</td> <td>27,542</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H14		H15		実施件数(件)	参加者数(人)	実施件数(件)	参加者数(人)	座談会・講演会	45	5,762	34	5,138	法律・法務行政相談	1,398	20,067	1,377	17,471	公判傍聴・見学会等	69	2,463	71	1,980	その他	35	792	31	2,911	合計	1,547	29,084	1,510	27,542	<p>セスの増加も期待されるとともに、トップページの全面改訂等を通じてその内容を充実させ、アクセス件数の一層の増加を期することとしたい。</p> <p>法の日週間の各種行事の実施件数、参加者数共に減少した。とりわけ例年実施している各種行事(特に法律・法務行政相談)参加者の減少が著しく、天候等が影響したのではないかと推測される。また、実施件数も減少しているが、これは、行事のマンネリ化を防ぐために複数の庁において企画の見直しを行い、複数回行っていた座談会等の行事を新たな一つの行事として集約して行ったこと等によるものと考えられる。しかしながら、一方では、法務行政を紹介したパネル展や中学校での模擬裁判等の新たな試みも行い、約人3,000の参加を得ることができた。今後は、新しい行事を企画する等して参加者数の増大を図ることとしたい。</p> <p>法務省見学の申込みの受入件数、見学者数は、申込みのあった団体は全て受け入れていることにより、受入件数及び見学者数共に増加している。これらの見学者に対しては、見学に関するアンケートを行い、その結果を反映させて、より分かりやすい業務説明等となるよう心掛けている。</p>	法務省の業務紹介ビデオの貸出し、上映
		区分					H14		H15																																				
							実施件数(件)	参加者数(人)	実施件数(件)	参加者数(人)																																			
		座談会・講演会					45	5,762	34	5,138																																			
法律・法務行政相談	1,398	20,067	1,377	17,471																																									
公判傍聴・見学会等	69	2,463	71	1,980																																									
その他	35	792	31	2,911																																									
合計	1,547	29,084	1,510	27,542																																									
(達成目標3) 法務省見学者が増加する。	P	対前年度増	平成15年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入件数(件)</td> <td>65</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>見学者数(人)</td> <td>554</td> <td>806</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H14年度	H15年度	受入件数(件)	65	79	見学者数(人)	554	806																																
区分	H14年度	H15年度																																											
受入件数(件)	65	79																																											
見学者数(人)	554	806																																											
(達成目標4) 法務省広報誌(法務省だより「あかれんが」)の一般読者数が増加する。	P	対前年度増	平成15年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数(部)</td> <td>-</td> <td>69,873</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H14年度	H15年度	配布数(部)	-	69,873																																			
区分	H14年度	H15年度																																											
配布数(部)	-	69,873																																											
(達成目標5) 法務省の業務紹介ビデオの貸出件数(上映件数)が増加する。	P	対前年度増	平成15年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出し(件)</td> <td>1,165</td> <td>959</td> </tr> <tr> <td>上映(件)</td> <td>19,242</td> <td>20,687</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H14年度	H15年度	貸出し(件)	1,165	959	上映(件)	19,242	20,687																																
区分	H14年度	H15年度																																											
貸出し(件)	1,165	959																																											
上映(件)	19,242	20,687																																											

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
										<p>法務省広報誌の国民等への配布数は、平成15年1月の発刊以来、同誌に対して好意的な感想が寄せられており、また同誌を設置している窓口から追加送付の依頼がなされるなどおおむね順調なスタートを切ることができた。今後とも、引き続き、法務行政を分かりやすく紹介できるような誌面作りを心掛けていく。</p> <p>法務省業務紹介ビデオの外部団体等への貸出件数は減少しているが、自庁研修への活用や庁舎ロビーでの上映件数の増加により、全体の上映件数は増加した。今後も法務行政に対する理解の増進を図る。</p>	
2 - (5) -	行政手続のオンライン化の推進	<p>(基本目標) 法務省が扱う264の申請・届出等手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35手続を除いた229手続についてオンライン化を実現する。</p> <p>(達成目標) -</p>	P	オンライン化終了手続数	P	<p>~14年度(実績) 66 15年度 147 16~17年度 16 合計 229</p>	平成14年度	平成17年度	<p>各測定対象におけるオンライン化終了手続数 法務省オンライン申請システム79手続 個別システム4手続 共管手続98手続 計181手続</p>	<p>平成15年度の目標値147に対するオンライン化終了手続数は181であった。実績値が目標値を上回った理由は、当初1件の手続として目標値に計上していた手続がオンライン化に当たり申請様式の違いなどから複数の手続に分割したほか、法改正により新たに手続が生じたことなどの理由によるものであり、目標値である147の各手続については、1手続を除いてオンライン化が終了している。15年度に実現できなかった「公益法人等有する未利用地の供用計画の確認」手続は、オンライン化に当たっては引き続き制度官庁(財務省)との調整が必要である。</p>	法務省オンライン申請システムを利用する手続についてのシステム整備と関係省令等の改正

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2 - (5) -	女性職員の採用・登用の拡大の推進	(基本目標) 男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。 (達成目標) -	P	採用者に占める女性の割合	P	【法務省(公安調査庁を除く)】 種：採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る状況を維持 種：平成13年度～17年度を通算して30% 種：平成13年度～17年度を通算して40% 検事：女性の採用に努める 副検事：女性の応募を促進する 【公安調査庁】 種：女性の採用に努める 種：平成13年度～17年度を通算して10%	平成12年度	平成17年度	採用者に占める女性の割合 【法務省(公安調査庁を除く。)】 種：56.7%(達成) (平成16年4月1日採用者) 種：27.1%(未達成 注) (平成12年～15年度実施の試験採用者。平成16年4月1日採用含む。) 種：37.0%(未達成 注) (平成12年～15年度実施の試験採用者。平成16年4月1日採用含む。) 検事：25.3%(達成) (平成15年度採用者) 副検事：3.7%(達成) (平成15年度応募者) 【公安調査庁】 種：0%(未達成) (平成16年4月1日採用者) 種：12.7%(達成 注) (平成13年～15年度採用者。平成16年4月1日採用含む。) (注1)「目標値等」はいずれも平成13年度～17年度を通算した数値であり、測定結果等の通算した期間と異なるが、便宜上両者を比較し、現段階における達成状況を記載した。	目標値等の達成のために平成15年度に講じた施策がどのように貢献したかについて分析すると以下のとおりである。なお、目標値等の実施結果は、採用や昇任・昇格自体が国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としているため、平成15年度に講じた施策のみにより生じたものとは言えないが、それぞれの施策に記載してあるような効果が生じたか否かにより当該施策が目標値等の達成のために貢献しているか否かを評価する。 指標1「採用者に占める女性の割合」については、平成15年度に採用の拡大のために講じた施策は一部平成16年度以降に効果が生じるものもあるが、その大半は平成15年度にその効果が及んでおり、目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果を見ると、7項目中4項目が達成されているが、未達成項目中2項目については外部要因(試験合格者に占める女性の割合)が未達成に影響を及ぼした可能性もある。	法務省ホームページへの女性受験者向け専用ページの開設 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載 業務説明会への女性職員の派遣 採用事務担当者への女性職員の配置

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
				各役職段階 (各俸給の1～3級を除く。)における女性の割合	P	【法務省 (公安調査 庁を除く)】 行(一)4～6 級:17.3% 行(一)7・8 級:6.3% 行(一)9～11 級:1.5% 公(一)4～6 級:3.1% 公(一)7・8 級:2.3% 公(一)9～11 級:2.1% 公(二)4～6 級:14.5% 公(二)7・8 級:3.1% 公(二)9～11 級:5.4% 検事(役職 者):3.3% 【公安調査 庁】 行(一):各 役職段階に 占める女性 の割合が全 府省の同割 合を大きく 上回る状況 を維持 公(二)4～6 級:5.2% 公(二)7・8 級:登用に 努める			各役職段階 【法務省(公安調査庁除く。)] いずれも平成16年1月15日在職者 行(一)4～6級:19.5%(達成) 行(一)7・8級:5.7%(未達成) 行(一)9～11級:2.5%(達成) 公(一)4～6級:3.1%(達成) 公(一)7・8級:3.2%(達成) 公(一)9～11級:1.4%(未達成) 公(二)4～6級:13.3%(未達成) 公(二)7・8級:3.2%(達成) 公(二)9～11級:4.7%(未達成) 検事(役職者):3.4%(達成) 【公安調査庁】 いずれも平成16年1月15日在職者 行(一)4～6級:95.8%(達成:注2) 公(二)4～6級:5.6%(達成) 公(二)7・8級:0.35%(達成) (注2)公安調査庁に行(一)7、8級在職者は存在せず、平成12年度の9～11級の女性在職者も存在しないため、行(一)の「各役職段階」とは4～6級を意味する。	指標2「各役職段階 (各俸給表の1～3級を除く)における女性の割合」については、平成15年度に登用の拡大のために講じた施策は、いずれも同年度にその効果が及んでおり、目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果を見ると、13項目中9項目が達成されている。	意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及び結果の周知 女性職員の職域の拡大(7級以上) 女性職員研修への派遣 女性職員の採用・登用の拡大についての周知徹底
				勤務環境の整備等の実施状況	P	仕事の進め方の見直し及び意識改革、職業生活と家庭生活の両立に向けた支援策の整備等			超過勤務縮減の周知、男女共同参画の実現に向けての意識啓発、育児休業取得職員の代替職員の確保(達成)	指標3「勤務環境の整備等の実施状況」については、15年度に効果が及んでおり、目標値等の達成に貢献している。	超過勤務の縮減の周知 男女共同参画の実現に向けての意識啓発 育児休業取得職員の代替職員の確保

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2 - (5) -	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力	(基本目標) 外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。 (達成目標) 専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。	P	依頼件数に対する専門家の派遣件数	P	100%	平成15年度		タイ王国司法省から、平成14年度から引き続いての派遣要請を受け、国際協力事業団を通じて同国の矯正施設・制度改善のための政策助言を行う専門家派遣(1名)を行っている。	平成15年度において、専門家派遣に対する達成度は100%であり、実績は良好である。派遣されている専門家は課内において対象となる技術系職員から、職務経験年数、語学力、適性等を総合的に判断した上で選任された者である。 平成15年度において、研修依頼はなかった。 平成15年度において、研修依頼はなかった。研修依頼は毎年度行われているものではなく、本年度においては相手国又は所管省庁の判断等により依頼されなかったものと思料される。 今後とも、派遣専門家との連携を強く支援体制を確立するとともに、将来の派遣要請に対応できるよう各種研修等を通じて適切な人材の育成に努める等目標達成の実現に向け積極的に国際協力していきたい。	各国からの依頼に応じた専門家の派遣 各国からの依頼に応じた研修生の受入れ
				依頼件数に対する研修の実施件数	P	100%	平成15年度		平成15年度において、研修依頼はなかった。		
				参考指標1 派遣専門家の活動実施状況	P	-	平成15年度		タイ王国に派遣した専門家は、次のような活動を実施した。 ・刑務所整備、少年院整備及びリマインドホーム(少年拘留施設)整備に係るプロジェクトへの参加と助言を行った。 ・刑務所等の整備に係る標準設計図の策定に関する定期的なミーティングを実施し、指導と助言を行った。なお、施設づくりのノウハウと関連して、処遇と一体となった矯正施設管理について啓蒙活動及び青少年・児童観察保護局地方事務所新営計画への参加と助言を行った。 ・タイ王国法務省関係者による日本の矯正施設視察について助言を行った(16年度に視察予定)。 ・少年矯正分野への分類処遇制度導入についてのセミナーを計画した(16年度に日本から講師を招へいしてセミナーを開催予定)。		
				参考指標2 計画に際して専門家の助言、指導が取り入れられた施設数	P	-	平成15年度		助言・指導が取り入れられた施設 チェンマイ中央刑務所、サムイ地方刑務所、バンカルナ少年院、リマインドホーム2施設、青少年・児童観察保護局地方事務所7施設		
2 - (5) -	国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進	(基本目標) 開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。	C	研修の実施件数	P	8回	平成15年度		研修の実施件数 8回	研修の実施件数の達成率100%、研修の参加人員の達成率103.9% 本事業においては、アジア・太平洋諸国等の	国際会議・セミナーの実施 国際会議の開催 国際会議への

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
		(達成目標1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施		研修への参加人員	P	126人	平成15年度		研修への参加人数 131人	支援対象国からのニーズに応えた国際研修を実施し、同国らの刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献した。	参加
		(達成目標2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催		国際会議の開催回数	P	1回	平成15年度		刑事司法専門家会議を開催	国際会議の開催の達成率100% 刑事司法専門家16名が出席し、刑事司法の現状及び効果的対策につき会議を開催したもので、国連の刑事司法運営のより効果的な方策探求に貢献した。また、平成17年度に開催される「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第11回国際連合会議(コングレス)」の開催を控え、その準備についても議論した。	
				国際会議への参加人員	P	40人	平成15年度		国際会議への参加人員 16人		
		(達成目標3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加		国際会議への参加回数	P	2回	平成15年度		国際会議への参加回数 2回	国際会議への参加回数の達成率100%、国際会議への参加人員の達成率75% 平成15年5月に開催された「第12回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、ワークショップを開催したこと及び国連刑事司法関係機関会議に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。	
				国際会議への参加人員	P	4人	平成15年度		国際会議への参加人員 3人		

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段	
							基準年次	達成年次				
2 - (5) -	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	(基本目標) 支援対象国の民商法分野における法制が維持・整備されるようになる。	C	研修の実施件数	P	10回	平成15年度		国際研修の実施回数 8回(延べ281日)	<p>研修の実施件数の達成率80%、研修の参加人員の達成率80.6% 本事業においては、ベトナム、ラオス等の支援対象国からのニーズにこたえた国際研修を実施し、同国等の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。今年度の達成率が80%に止まったのは、当初予定していたカンボジア研修について、現地政府機関の都合により研修員を派遣できなくなったことなど支援対象国側の国内事情によるものである。</p>	<p>諸外国の法制度の調査・研究 国際研修の実施 国際専門家会議等の開催</p>	
		(達成目標1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施		研修への参加人員	P	103人	平成15年度		研修への参加陣人合計 83人			
		(達成目標2) 諸外国の法制等の調査研究の実施		諸外国への調査職員の派遣件数	P	1回	平成15年度		諸外国への調査職員の派遣件数2件2名			<p>職員の派遣件数の達成率200% 当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案に必要な情報が得られた。なお、達成率200%とあるのは、同一機会に複数国の調査を予定していたところ、相手国側の受入事情により2回に分けて調査に赴いたことによる回数増が要因である。</p>
				諸外国からの研究員の招へい件数	P	5人	平成15年度		諸外国からの研究員の招へい件数7人			<p>研究員の招へい件数の達成率140% 当初計画どおり、ベトナムから最高人民検察院検事1名を招へいし、民事裁判における検察官の役割等に関する共同研究を行ったほか、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として日本、タイ、シンガポール等の</p>

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
		(達成目標3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催		会議の開催回数	P	1回	平成15年度		法整備支援連絡会を開催	知的財産権法制に関する比較研究を行ったことにより、支援対象国を含むアジア諸国の法制度及びその運用に関する現状と問題点について今後の法整備支援に資する有用な情報が得られた。	
				会議への参加人員	P	71人	平成15年度		参加人員114人	国際専門家会議の開催の達成率140% 当初計画どおり開催し、参加人員も当初の計画を超えるものとなった。会議の内容も、国内外の法整備支援機関が行う支援の現状についての情報交換がなされたほか、法整備支援関係機関の協調の必要性など、今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ、本政策の基本目標達成のための意見、情報交換の場として極めて有意義な会議となった。	

(注) 法務省から送付された「平成15年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

（説明）

本審査表は、公表された「平成16年度法務省事前評価実施結果報告書」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのか整理して記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する部分を記入した（複数もあり得る。）。</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p>その他の検証方法（例示）</p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出して根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性、効率性等の特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	周南法務総合庁舎整備等事業 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る。	施設整備 【平成17年度概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし < 事業費要求 >	検察業務の質的・量的変化への対応 地域との調和 業務の効率化・処遇改善 環境負荷の低減 フレキシビリティ向上	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握	【必要性】 以下についての評点が100点以上という基準を満たす。 事業の緊急性 検察庁：105点 拘置支所：109点 計画の妥当性 検察庁：133点 拘置支所：100点 【効率性】 費用対効果2.2 (検察庁、法務局及び拘置支所の総効果合計59億円、総費用合計26億円)
2	高知法務総合庁舎新営工事 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る。	施設整備 【平成17年度概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし < 調査費要求 >	検察業務の質的・量的変化への対応	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消し、他官署の統合受入れに対応できることから、効果の達成は可能と判断		現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握	【必要性】 事業の緊急性(116.8点)、計画の妥当性(133点)についての評点が100点以上という基準を満たす
3	大分第2法務総合庁舎新営工事 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る。	施設整備 【平成17年度概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし < 調査費要求 >	検察業務の質的・量的変化への対応	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握	【必要性】 事業の緊急性(114.3点)、計画の妥当性(133点)についての評点が100点以上という基準を満たす

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性、効率性等の特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
4	宮城刑務所新営工事 老朽・経年による機能不備を解消し、規模・機能を拡充整備することにより、国民の安全の確保及び治安の維持に寄与する。	施設整備 【平成17年度概算要求額】記載なし 【事業期間】記載なし <事業費要求>	地域との調和 業務の効率化・処遇改善 環境負荷の低減 フレキシビリティ向上	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握	【必要性】 事業の緊急性(116点)、計画の妥当性(110点)についての評点が100点以上という基準を満たす 【効率性】 費用対効果2.1
5	美祿社会復帰促進センター整備事業 刑務所における著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保するため、新たな刑務所をPFI方式により整備	施設整備 【平成17年度概算要求額】記載なし 【事業期間】記載なし <事業費要求>	地域との調和 業務の効率化・処遇改善 環境負荷の低減 フレキシビリティ向上	当該施設を新たに整備することにより、既存施設における過剰収容やそれに伴う処遇環境の悪化等が解消されることから、効果の達成は可能と判断		現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握	【必要性】 事業の緊急性(100点)、計画の妥当性(110点)についての評点が100点以上という基準を満たす 【効率性】 費用対効果1.8
6	福岡刑務所新営工事 老朽・経年による機能不備を解消し、規模・機能を拡充整備することにより、国民の安全の確保及び治安の維持に寄与する。	施設整備 【平成17年度概算要求額】記載なし 【事業期間】記載なし <調査費要求>	地域との調和 業務の効率化・処遇改善 環境負荷の低減 フレキシビリティ向上	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握	【必要性】 事業の緊急性(116点)、計画の妥当性(110点)についての評点が100点以上という基準を満たす

(注) 「平成16年度法務省事前評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。

別添 2

表 1 実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数等
法務省	法務省の所掌事務全般	共通の目的を有する行政活動の一定のまとまり(おおむね施策程度のまとまりに相当すると考えられる。)を一個の単位として評価の対象とする。	22 政策 (19 政策)

- (注) 1 法務省の基本計画及び実施計画に基づき当省が作成した。
2 政策数欄における()内数字は、法務省の平成 14 年度の評価書における数値である。

表 2 達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳 (単位:件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」がアウトプットに係る目標が設定されているもの
法務省	22 (19)	12 (12)	10 (7)

- (注) 1 「平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。
2 目標値が複数ある場合には、少なくとも一つの目標値がアウトカムに着目して設定されている場合は、『「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されている政策数」欄へ計上している。
3 ()内数字は、法務省の平成 14 年度の評価書における数値である。

表 3 - 1 「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
法務省	<p>目標数 26 (25)</p> <p>「基本目標」26 (25) 政策ごとに複数又は一つの基本目標が設定されている。</p> <p>「達成目標」38 (34)</p> <p>基本目標によっては、その下位目標として、一つ又は複数の達成目標が設定されている。</p>	<p>指標数 85 (60)</p> <p>「指標」72 (60) 参考指標 13 (0) 達成度合いを推し量る上で参考となる指標がある場合、参考指標として設定</p>

- (注) 1 「平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。
2 ()内数字は、法務省の平成 14 年度の評価書における数値である。

表3 - 2

「達成すべき目標」ごとの「測定指標」数（法務省）

政策番号	達成すべき目標	達成すべき目標の数値化等	測定指標		
			指標	参考指標	計
2 - (1) -	基本目標		2	0	2
2 - (1) -	基本目標		1	0	1
2 - (1) -	基本目標		2	0	2
2 - (1) -	基本目標		3	3	6
2 - (1) -	基本目標		5	1	6
2 - (2) -	基本目標		3	0	3
2 - (2) -	基本目標		3	0	3
2 - (2) -	基本目標		2	0	2
2 - (2) -	基本目標		5	0	5
2 - (2) -	基本目標		4	1	5
2 - (2) -	基本目標		1	0	1
2 - (2) -	基本目標 1		2	4	6
	基本目標 2		4	0	4
	基本目標 3		3	2	5
	基本目標 4		1	0	1
2 - (2) -	基本目標 1		1	0	1
	基本目標 2		1	0	1
2 - (3) -	基本目標		3	0	3
2 - (3) -	基本目標		2	0	2
2 - (4) -	基本目標		1	0	1
2 - (5) -	基本目標		5	0	5
2 - (5) -	基本目標		1	0	1
2 - (5) -	基本目標		3	0	3
2 - (5) -	基本目標		2	2	4
2 - (5) -	基本目標		6	0	6
2 - (5) -	基本目標		6	0	6

合計	指標 72	参考指標 13	合計 85
----	-------	---------	-------

・ 達成すべき目標26件のうち、目標に関し達成すべき水準が数値化等されているものは14件である。

(注) 「平成15年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。

表4 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策 (単位:件)

府 省	評価対象 政策数	目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されている政策数			目標に関し達成しようとする 水準が数値化等されていない政 策数
			アウトカム	アウトプット	
法務省	22 (19)	14 (5)	3 (1)	11 (4)	8 (14)

- (注) 1 「平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。
 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。
 3 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化されている場合に、達成しようとする水準が数値化されている政策として計上した。その上で、数値化されている指標中にアウトカム指標を有する政策は「アウトカム」欄へ、それ以外の政策は「アウトプット」欄へそれぞれ計上した。
 4 () 内数字は、法務省の平成 14 年度の評価書における数値である。

表5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に
設定されている指標の分類 (単位:件)

府 省	目標に関し達成しよう とする水準が数値化等 されていない政策数	測定指標	当該政策に設定されている指標数			
			アウトカム (定量的)	アウトカム (定性的)	アウトプット	
法務省	8 (14)	指 標	28 (40)	1 (3)	0 (0)	27 (37)
		参考指標	5 (-)	0 (-)	0 (-)	5 (-)
		合 計	33 (40)	1 (3)	0 (0)	32 (37)

- (注) 1 「平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。
 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず、目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。
 3 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、当省において一定の考え方で分類整理したものを各府省に示し、それに対し、各府省において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示を受けるとともに、各府省による分類整理の結果を計上した。
 4 参考指標は、平成 15 年度の評価から設定されている。
 5 () 内数字は、法務省の平成 14 年度の評価書における数値である。
 6 詳細は、政策評価審査表を参照

表6 目標期間の設定状況 (単位:件)

府 省	評価対象政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				年度ごとに評価を 行うとされている 政策数
		基準年次及 び達成年次 が記載され ているもの	基準年次の みが記載さ れているもの	達成年次の みが記載さ れているもの	小 計	
法務省	22 (19)	8 (2)	0 (0)	0 (1)	8 (3)	14 (16)

- (注) 1 「平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書」及び法務省からの聴取結果に基づき作成した。
 2 「基準年次及び達成年次が記載されているもの」については、一つの政策に複数の測定指標が設定されている場合、少なくとも一つの測定指標に基準年次及び達成年次が設定されている政策数を計上した。
 3 () 内数字は、法務省の平成 14 年度の評価書における数値である。

表7

学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等の H P 掲載
法務省	報告書の作成に当たっては、平成 16 年 7 月 9 日に開催した政策評価懇談会での意見等を参考にした。	○

(注) 「平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書」及び法務省からの聴取結果に基づき作成した。